

令和6年第5回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月13日（金曜日）

10時00分開議

11時28分閉会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	藤崎源彦
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	野村安夫	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画振興課長	荒木紀和	農林課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	医療保険課長	西森秀成
健康福祉課長	日浦けさお	建設課長	神岡孝司
会計管理者兼出納室長	福原和美	教育次長	片岡信博
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也	池川総合支所長兼池川地域課長	井上健一
代表監査委員	吉岡國弘		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	田村沙織
--------	------	----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第8号についての質疑を許可します。質疑はありますか。竹本文直君。

○7番 これは専決処分ですけれども、この報告は報告を6月議会であった物損事故と同じ事故内容ではないかというふうに思うわけですが、なぜ同時に解決することができなかったのかということと、この事故の内容ですが、通行中に落石を回避できないような状況で石が落ちてきて車に当たったのか、それとも、以前からそこへ落石があった石へ乗り上げて事故になったものか、どちらかを聞かせてもらいたいと思います。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

まず、和解が分かれた理由でございますが、車の所有者と運転手がそれぞれ別の相手方ということになりますので、それぞれの方に対しての和解ということで、2件の和解ということでございます。

○議長 片岡仁淀総合支所長。

○片岡仁淀総合支所長兼仁淀地域課長 ご質問にお答えいたします。

事故の内容でございますが、場所は仁淀川町別枝、春日神社の上流200mの向かい側、林道旭天狗高原線、幅員7mの2車線の道路でございます。道路の現地状況ですが、見通しはほぼよい直線なのですが、現地調査しましたところ、過去に落石があった経緯とかはほぼない場所でございます。走行中、直前に落石があり、その石に乗り上げ、その衝撃により受傷されたということです。事故発生後、林内の状況を確認いたしましたら、地面の傾斜は緩やかではありますが、イノシシによる転石を掘り起こした形跡が多数見受けられました。それが原因で落石が落ちたものと思われます。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 大体の状況は分かったんですが、こういう案件は近頃非常に多いように思います。それで、イノシシまで対策して、掘るなというふうな、そこまでは番ができませんけども、

やっぱり今まで以上に道路を巡回して、危険箇所がないかどうかというのは今まで以上に管理していかないと、いくら保険対応とはいえ、保険料は事故が多いほどこういう保険は保険料が上がるはずですので、そこら辺はかっちりとやってもらいたいと思います。特に台風後は非常に念入りにやってほしいというふうに思います。

それと、道路の脇に松の木が虫が入って枯れたのが見受けられますけれども、あれが落ちると非常に危ないということで、ぜひ、時間かかると思うけども、地主との関係もあるので、その辺りの対策も考えて、危ないと思われるものは早めに伐採をするというような対策も取ってほしいというふうに思います。

以上です。

○議長 執行部、神岡建設課長。

○神岡建設課長 ただいまのご質問にお答えします。

見回りにつきましては、台風の後、大雨の後には特に、直後に見回りをしております。ただ、日がたってから落ちる場合が多いので、現場に行く途中とか、危なそうなところは見て回っているようにはしております。

それから、枯れた木の問題ですが、今言われたとおり、地主さんのものとなっている場所については、地主さんと話できるまではのけることはできない場合もありますが、切れて落ちそうなところはできるだけのけるようにしていますが、高所でなかなか工事自体ができにくいところがありますので、その辺はちょっとなかなか難しいところもありますが、できるだけ要望に沿ってはいきたいと思っています。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第8号の質疑を終結します。

認定第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第1号の質疑を終結します。

認定第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第2号の質疑を終結します。

認定第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第3号の質疑を終結します。

認定第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第4号の質疑を終結します。

認定第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第5号の質疑を終結します。

認定第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第6号の質疑を終結します。

認定第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第7号の質疑を終結します。

認定第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第8号の質疑を終結します。

議案第37号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第37号の質疑を終結します。

議案第38号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 ちょっと勘違いしていたらごめんなさいですが、この条例改正はマイナンバーカードと健康保険証をひもづける関係での条例改正ではないかと思うんですが、違いますかね。そのとおりでしょう。今政府はマイナンバーカードと健康保険証を来年の3月いっぱいではめると。あれをひもづけて、現在の健康保険証はやめるという方針を出されているようですが、この法律改正によって、いわゆる弱者、我々みたいな年寄り、そして障害者、この人たちは、正直言ってマイナカードで受診することが非常に難しいと私は思います。ここで反対しても、なかなかこれは難しいと思いますが、そこら辺を町としてはどのように考えているか。何か手をつける手だてを考えておるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長 執行部、答弁。西森医療保険課長。

○西森医療保険課長 ご質問にお答えします。

国の方針としてマイナ保険証一体型が推進されておまして、また、ご質問の中であります弱者や障害者等がサービスを受けにくくなるというか、そういうところがちょっと、自分にはちょっと分からないところがあるのですが、どのような機会というか、どのような場合にそのようになるか。保険証とマイナンバーカードが一体になりますと、1枚のカードで利用が能率的になる等で、国のほうが進めております事業というか、施策でありますので、町としましては、マイナ保険証利用を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 町の方針は分かったんですが、私は近頃目の調子がおかしくて、よく眼科へ行くんですが、私の前で結構な高齢の方がマイナンバーカードを使って受診の受付をしていました。かなり難儀しています。そして職員の方が出てきて、丁寧に説明されていますけれども、それでも暗証番号を打つのに間違える。それで、顔認証やるにしても、なかなかこうやらんと認証できない。本当に弱者は困ります。そこら辺をよく考えてやっていかないかん。

町長、やっぱりこういうことは、田舎の現実、現場を政府に、国・県に、国に訴えていく活動もぜひやってほしいと思います。

以上です。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えします。

田舎とか、いろんな事情があります。そして、高齢者の方はよう使わんという方もおろうかと思います。そういった方でも使えるように指導もしていかなくてもなりませんけれど、制度自体、もうちょっと弱者に優しい制度にしてほしいというようなことで、また国とか県とかのほうにも要望もしていきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。若藤敏久君。

○8番 関連をしてお伺いをいたします。

今マイナンバーカードというのが出たんですけど、私は嫌いで、全然マイナンバーカードは持っていないし、受付もしてない。今後もやる気がないです。健康保険証があって、国保を掛けよって、国保の保険証をもらって、国保の保険証では受診ができんようになる

んですか、これは。そんなにならんだろうということで、私はマイナンバーカードは全然今まで採用もしていないし、自分のカードもありません。これからもやる気がありません。

しかし、そういう高齢者はいっぱい、たくさんいると思うんですよね。そういった方が保険の受診ができなくなるというような制度だったら、私はこの案に賛成するわけにいかんですけど、そこら辺具体的に、もう少し分かるようにご説明願えますか。お願いします。

○議長 西森医療保険課長。

○西森医療保険課長 ご質問にお答えします。

マイナンバーカードを当然作られてない方も多数おられますが、その場合には資格者証というものを発行しまして、今の保険証に代わるものをお配りするように、今年の12月1日からですが、手元のほうに郵送させていただくようになっております。役場としましては、マイナ保険証を推進はしておりますが、そちらを使っていただければ、例えばお薬手帳のような情報もこれからマイナ保険証に登録されて、それ1枚で全ての状況が分かるようにもなりますので、何とぞご理解願います。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第38号の質疑を終結します。

議案第39号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 この件も先ほどの件と一緒に、介護保険法の改悪だというふうに私は思っております。この間、うちの高知新聞にも田舎の介護事業所はどんどん潰れているという連載記事が載っておりました。あれなぜ潰れるかということ、都会の基準で、東京の基準で田舎へそのまま当てはめるから、田舎の事業所は採算が立たないんです。給料も安い、介護報酬も安いので、介護職員も集まらない。人材も物すごく不足して、仁淀川町に今かろうじて2か所の介護事業所がありますが、社協のほうも、それからもう1社のほうも非常に介護職員を集めるのには苦勞しています。ほんで、訪問介護については赤字になっているのが現実だと思います。

そういうことで、やっぱり地元の介護事業所がなくなると非常に困るのは、それこそ弱い立場のお年寄りです。どうしてもこの介護保険法に沿った条例改正をするのならば、町として何らかの補填措置を取るつもりはございますでしょうか。お聞きします。

○議長 西森医療保険課長。

○西森医療保険課長　ご質問にお答えします。

介護保険制度につきましては、2000年から施行されておまして、3年に一度見直すこととなっております。今回の見直しの主たるところは、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、3つ目が良質な介護サービスの効率的な供給に向けた働きやすい職場づくり、4つ目としまして、制度の安定性・持続性の確保がメインになっております。

今言いました3番の働きやすい職場づくりのところで、介護職員の賃金等の改正もありますので、それと合わせまして、町のほうから、先ほども言われましたように、田舎のほうにそぐわない、都会のほうで決められておるようなご質問がありましたが、仁淀川町としましては、介護者のところへ出向くにしましても、立地条件が悪いところ等ありまして、交通に大変行くのに時間がかかるような事例もありますが、そのような場合には町の単独としまして加算等をしまして対応はいたしておりますが、まだ至らぬところもあるかと思っておりますので、今後また、なお一層審議して、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長　竹本文直君。

○7番　今本町は独自の施策として、訪問介護、介護職員1人頭で、国が定めた報酬プラス1万円は出しています。そして、介護事業所から利用者宅までの距離が長い場合にはその加算も出している。これはもうかなり前から、いつから始まったか分からんけども、これはもう5年や6年じゃないと思います。それで、なおかつ事業者は成り立っていかない状況に陥っていると思うので、根本的な解決をしないとこの介護保険はもたないというふうに思います。

ある本の中に、日本の介護保険法は国家的な詐欺やと書いている方がおりました。それはそうでしょう。保険料は強制的に少ない年金から徴収されますけども、介護を受けないかん状態になったときに介護が受けられない状況が起こってきている。これは詐欺と言われても仕方がないような制度やと思いますが、そこら辺はなかなか一町村の力では打ち破るのは難しいんですけれども、やっぱりそこら辺も考えた上で、町民のことを考えて施策を進めてもらいたいと。町長、どのように考えますか。お願いします。

○議長　古味町長、答弁。

○町長　竹本議員のご質問にお答えいたします。

介護保険制度が始まってすぐ、条件不利地に対しましては特別地域加算制度ができまし

て、条件不利地のところは手厚く見ていくという制度ができておりました。そして、介護職への処遇改善につきましては、先ほど言われたように、上乘せをして対応しております。また、新規就業者に対しても手当を出しているというような状況でございますけれど、これが国の制度ということですので、それ以上のサービスを受けるといいますか、処遇をするということになれば、町の単独にもなってこようかと思っておりますので、予算措置の関係もありますが、できる限りのことはやっていきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第39号の質疑を終結します。

議案第40号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第40号の質疑を終結します。

議案第41号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。野村安夫君。

○9番 まず1件目は光ファイバーの件ですが、狩山地区、相ノ谷地区、坂本地区に工事着工の予算がついていると思いますが、着工の見通しはついているのか、お聞きします。

そして、これは農林課のほうですかね。2点目は、最近木材運搬車が頻繁に横行しています。結構山の奥から木を出しております。今朝も小郷線で木の枝から大分落ちていました。運搬車は高さ制限があると思いますが、よくさわっています。何とか草刈りの時点でもっと高さ制限の関連の高さまで木を切るべきではないでしょうか。これは絶対実行してもらいたいと思います。

そして、3点目、区長、地域長の件ですが、旧町村単位で大分違うように思います。場所場所で。これは1つに、もう合併して20年になります。何とか統一できないものでしょうか。地域長もおるところもありますし、おらんところもあります。いろんなところがあります。区長もおらんところもあります。いろいろ難しくなっています。これを1つに統一して、何とかしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 まず1点目の光ファイバーのことについてお答えします。

6年度当初予算に計上させていただきまして、お認めいただいております相ノ谷地区等の光ファイバー設置についてですが、現在粛々と進めておりまして、NTTさん等も事業

を進めてくれておりまして、本年度の完成を目指して進めている最中でございます。

以上です。

○議長 神岡建設課長。

○神岡建設課長 ご質問にお答えします。

木材運搬車通るところの枝がということですが、高刈りということになると思うんですが、高刈りになると、先ほどの枯れ木と同じで、土地所有者に一応、一応というか、承諾を取らんといかんのですよ。

○9番 高さ制限があると思うんです。道路の上何mかはやってもいいという、その辺は思います。

○神岡建設課長 運搬車の高さは多分制限あると思うんですが、それを超えているようでしたらまた注意せんといかんですけど、木の枝を切るとなると、今言いましたように、土地所有者の承諾が要ることになります。だから、ちょっと難しい部分もあるんですが、できるだけ許可が取ればやっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 先ほどの区長、地域長の関係でございますが、地域長につきましては、全体で18地域で制度ができています。そして、地区から説明を求められたときには、職員が出向いて、どういうことなのかという説明をさせてもらって、制度を導入するかどうかというところを地域の方々と相談してもらい、対応しているところです。

やはり野村議員言われるように、最近、区長不在という地域が増えてきております。そして、個人発送なんかも100件近く個人発送をしている状況ですので、何とか地域長制度の普及に向けて対応を頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 野村議員の2問目の木材運搬車のことにお答えさせていただきます。

木材運搬車ですけど、高さ制限、積載重量等は守って運搬してもらっているとは思いますが、なお確認と指導のほうはさせていただきます。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○9番 土地の場合は、高さ制限の切ってもいいという何があると思いますが、自分の土

地の場合、所有地の場合、よその土地の枝でも何でも切っていいという場合はありますが、そういう何は道路にはないんですか。

○議長 神岡建設課長。

○神岡建設課長 ただいまのご質問にお答えします。

道路上にまぎるもので、道路面にあるものはのけては構わないとはなっておると思うんですが、やっぱり土地所有者のものを切るのには、原則的には承諾が要ると思っております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 補正予算の2款2項18節、関東仁淀ブルーの会負担金10万円とあるんですが、この会はどのような目的でいつ結成されたものなのか。そして、この会に参加することによって本町にどのようなメリット、効果があるのかを説明してください。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

具体的に日にちは、ちょっとすみません、忘れたんですが、5月に発足に向けての準備会ということがまずございました。さらに、この補正に組ませていただいています費用を活用させていただきまして、今度11月に初めての総会というのが東京のほうで行われるように予定をされています。それに向けての予算措置ということになっておるわけなんですけれども、この間、関東仁淀ブルーの会は、私が聞いているところでいきますと、いわゆる高知県人会という形のものになるんですが、高知県全体の高知県人会は、ご存じのとおり、あると。それ以外に、例えば幡多地域だけのブロックの県人会とかいうような形で、各ブロックごとに以前からあるようでございます。仁淀川流域については、今までそういう形のものが存在しなかったということで、今回、仁淀川地域の市町村の部分で新たな組織を立ち上げるということになっております。

それで、どういうメリットがあるかということでございますけれども、一応発足の趣旨としまして、ただ集まって交友を深めるということだけではなくて、これは出身者の方も入っていただくわけなんですけれども、仁淀川流域の高知県の市町村を応援したいという方々も入っていただくように考えておりまして、皆さんにいわゆるまちおこし、地域おこしの部分で、大学の教授さんとか、いろんな職種を経験された方も既にいらっしゃいますので、そういったことで、また高知県のほうにもおいでいただいて、問題点も探ってい

ただいて、ご助言なんかも頂けるというふうなことを主に考えていますということによっていただいております。そういったところを大いに期待しているところでございます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第41号の質疑を終結します。

議案第42号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第42号の質疑を終結します。

議案第43号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第43号の質疑を終結します。

議案第44号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第44号の質疑を終結します。

議案第45号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 このいわゆる過疎計画の内容の変更ですけれども、この中に小中一貫校を大崎でつくるということが明記されております。1つだけお聞きしますが、計画どおり事業を進めて、開校になるまでにどれだけの予算が要るか、今の予定額を聞かせてください。

○議長 執行部、答弁。黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員のご質問にお答えします。

予定では令和12年度開校、早くいって、順調にいったの話でございまして、あくまでこれが順調にということですが、費用につきましては、今後基本設計等やっていく上で、かなり金額の差が出てきようかと、乖離が出てきようかと思っております。今の段階で想定しているのは、本庁の建設費用ぐらいは要るのではなかろうかと。二十二、三億、それにいろんな附属施設、これから基本設計とやる内容によって、かなりまたそこも変わってきます。それと資材高騰と人件費等もありますので、今一概に金額等を示しすることはできません。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第45号の質疑を終結します。

同意第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第1号の質疑を終結します。

これで質疑を終了いたします。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第8号、専決処分の報告について（人身事故に関する和解）におきましては、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみいたします。

認定第1号について討論はありませんか。大野直孝君。

○5番 この5年度の決算でゆの森の工事をかなりしておりまして、1,700万ですか、昨日質問したときに聞きまして、そのときにちょっと記帳方式でいろいろ質問もさせていただいたんですが、この決算書の230ページの温泉交換ポンプというのがございますが、これが今まで1台あったのがゼロ台になっておると。これはやっぱり議会も、何というか、これ工事したやつやと思うんですが、私さっき質疑のときに質問を忘れまして、のっこみでやっておりますけども、これは議会は認識してなかったんじゃないかと。これがゼロになるのはですね。

それで、1,700万円ほどのあれが出て、固定資産の圧縮損というのがアプロスのほうで出たんですけども、これはちょっとやっぱり記帳間違い、それから、これは工事請負費で町は出しているはずなんですけど、工事請負費で出したものを、言うたら、アプロスの固定資産になつとるというようなことで私は解釈したんですが、もちろん間違いかもしれませんよ。そういう解釈したので、それはちょっとおかしいんじゃないかというようなことで、1つ本来は質疑で確認すべきでしたが、ちょっと忘れておりましたので、申し訳ないが。

○議長 反対か賛成の討論です。

○5番 反対です。反対理由を言いました。いいですか。

○議長 賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって、認定第1号、令和5年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第2号、令和5年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第3号、令和5年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診勘定歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第4号、令和5年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第5号、令和5年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第6号、令和5年度仁淀川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第7号、令和5年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第8号、令和5年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

議案第37号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第37号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第38号、仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第39号、仁淀川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第40号、仁淀川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

については原案どおり可決されました。

議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第41号、令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）については原案どおり可決されました。

議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第42号、令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第43号、令和6年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって、議案第44号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については原案どおり可決されました。

議案第45号について討論はありませんか。竹本文直君。

○7番 この過疎計画案の中にある小中一貫校の計画には数々の問題点、疑問点があります。3点ほど指摘させていただき、賛成できない立場で討論をいたします。

まず1点目、計画にある立地場所、平成23年6月定例会において西森常晴議員が、吾川中学校は危険な場所にあるので、子供を一日でも早く安全な場所へという質問をしております。当時の町長は今検討中であると答弁して、そして、翌年の12月定例会で藤野議員が、2校体制に向けて準備中であるが、吾川中学校に統合し1校体制にできないかという問いに対し、南北に長い本町の中央部に吾川中学校はあるが、台風や大雨のたびに地階が浸水する状況で、学校用地としては適さず、安全な場所に移転する必要があると答えております。十数年前に危険と指摘された同じ場所が、今なぜ安全と言えるのか、疑問は尽きません。その根拠を示していただきたい。異常気象による大雨の発生確率は確実に上がっており、想定されている南海トラフ大地震は2030年代に来ると予測している地震学者も多くおります。当時よりも現在のほうが自然災害の危険性は数段上がっていると考えます。

2点目、委員会の説明では、先ほど教育長から説明があったように、校舎の建設に二十二、三億円、そして全体の事業規模は新庁舎並みという説明されております。私の推測では、敷地造成、その他環境整備を含めると30億円は優に超えるだろうというふうに考えます。現在の資材高騰、人件費の上昇により、当初計画より建設資金が膨らむ計画見直しをしている事例は県下にあちこち見えます。計画どおりの資金で賄えなくなる可能性が非常に高い。人口減少が進み、過疎化に拍車がかかる中、膨大な投資をするよりも、今ある設備を利用して、経費の削減を考えるべきという町民の声は大きく届いております。ちなみに、現在使用されている各学校校舎は全て耐震工事済みであります。

3点目、町民の意見を十分に聞いていない。教育委員会は全保護者に対するアンケート調査を実施、アンケート結果では、小中一貫校賛成は二十数%、何らかの形での統合を含めても四十数%にもかかわらず、多数の保護者の賛成を得たとして計画を推進しています。池川地区では、令和6年の1月、池川地区に学校を残すことを求める陳情書が出され、令和5年12月31日現在の池川地区人口の41.5%が統合の反対の署名をしております。

一方、令和6年5月27日、小中学校統合についての要望書が提出されました。これは統

合を求める意見ですが、保育所保護者、小学校低学年保護者を中心とした一部住民の意見、署名人数は吾川地区330人、仁淀地区257人、池川地区57人とされています。6年3月31日現在の各地区人口で割ると、吾川地区で18.23%、仁淀地区で17.82%、池川地区で4.2%となります。その後、賛成署名が追加されたようですけれども、追加人数は55人というふうに聞いています。統合賛成者は713人となりますが、令和6年8月31日現在の町の総人口4,525人の16%弱にしかありません。

私は計画当初から、保護者だけでなく、広く町民、住民の声を聞くべきだというふうに訴えてきました。前記数字の結果から、吾川、仁淀地区とも80%以上の住民の意見が反映されていないと考えます。また、この中には統合反対の意見もあると考えるのが自然ではないでしょうか。

また、この計画では、学校は教育機関であると同時に、地域の活力資源であるということを全く考慮されておられません。学校がなくなった地域がその後どのように衰退、寂れていったかは今までの歴史が証明しております。森地区、池川地区に学校がなくなった後を想像してください。今移住希望者が年々増加し、児童生徒数も増加する可能性があります。もう少し状況を確認してからでも遅くはないと考えます。

この計画は時期尚早であります。町民、住民の声をもっと真摯に聞き、町民の納得を得た上で計画すべきであるし、そして、児童生徒がより安全・安心な場所で学べる環境を整備するのが我々大人の責任であるというふうに考えます。よって、この過疎計画から小中一貫校に関する文言を削除することを求めます。

以上です。

○議長 次に、原案の賛成者の発言を許可します。片岡智準君。

○6番 今、反対の意見の竹本議員からる説明がございました。もはや、今の説明を聞きまして、私が感じたことを申し上げます。

1点目の立地場所は非常に危険だという説明がございました。私はせんだって、議会1日目の終了後に教育委員長ほか教育関係者の方からこの立地場所についての説明を受けました。その説明からいけば、現在の技術をもってすればこの場所は安全だというような印象を私は受けました。もはや先ほどの指摘事項は該当しないと。

2点目の費用の、経費の問題を挙げました。町側は二十二、三億と。竹本議員からは30億を超すと。もはやこの仁淀川町では、私は遅きに失するというような、もう既に印象です。やがて仁淀川町はどんどん過疎が進み、少なくとも5年、10年もせんうちに人口いう

のは非常に半減して、子供さん自身がなくなる。それはもうこの十数年で身をもって皆さん感じているはずなんです。その感じている状況で、まだこの時期が早い。何も早いことないです。私から言わせれば、もう時期が遅い。尚早どころじゃなくて、もう既に時期が遅いというような印象を持ちます。

それから、3点目で申されました町民の意見を聞いていない、聞いてからやるべきだと、そのパーセンテージを数字で申し上げられました。しかし、数字というものが、そんなものがどれだけの効力があるかということなんです。皆さんが肌で感じている印象、小中一貫校を建てて、どんどんもし仁淀川町が発展すれば、積極的な行政で、みんな大賛成をすべきなんです。

少なくとも町民の意見を一人一人に聞いたら、10人おったら、3分の1、半分以上は何でも反対すればええというような時代みたいに感じますので、何でも反対をする人はおります。何でも反対をすべきではなくて、やはりこれからの日本を動かしていく、地域を動かしていく、行政を動かしていくということになれば、積極的な行政、それをやって駄目なら仕方がないですけども、積極的行政をしなくて駄目な、それが一番駄目なんです。やっぱり人間やってみて、やってから駄目やったらしゃあないけど、全くせんといて駄目なという話は、これからの行政はもちろんのこと、皆さん個人で、今回のオリンピックなんかでもそうです。やったからできたんです。やらなんたらできません。

そういうことで、先ほど竹本議員が3点ほど挙げてる説明をされました。しかし、いずれも私からすれば該当しないというような印象です。確かに地域の資源が、学校も資源です。学校がなくなれば駄目だというような印象もなきにしもあらずですけども、ほんなら現実問題どうなかと。今日までの現実が、どんどん減っていつている、廃れていつています。けど、この仁淀川町の中でずっと走ってみて、町内走ってみて、やはり町、行政の中心になっている大崎がやはり一番、学校もない、小中学校がないにもかかわらず、私から見たら、発展というよりは、にぎやかさは感じます。

そこら辺りを考えますと、今回のこの計画は、やはり行政として一番の私は積極的な行政だと思いますし、この過疎債利用による計画については、私は賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長 ほかに討論はありますか。若藤敏久君。

○8番 個人的な意見を少し申し上げたいんですが、この場で賛成、反対というものを議

員がはっきりせんといかんのですか。私は以前から申し上げてきたのは、学校がなくなれば地域が寂れる。仁淀と池川に学校がなくなったら、ここが寂れるようになる。しかしながら、片一方では、保護者、父兄、こういったものの意見は小中一貫校として陳情が出ている。議員はまさに板挟みであるという話をしたことがございます。

今竹本議員の意見を聞いていても、片岡議員の意見を聞いていても、両方納得できるところもあるし、まだ少しおかしいなと思うところもあるんですよ。そういう立場で我々いたときに、今日ここで賛成か反対かを決めたら、もうそれが進むんですか。例えば反対になって否決された場合は、もう一度執行部が案を出してくる、そういうことじゃないですか。

だから、私は反対か賛成か、両方にしているわけでないということを言いたい。自分はこの場でそういうことを一応議長に言うてせんと、両方の意見を今ここで、ほら右左決めというて、みんな決めれませんよ、これ。そういうことで、少し自分の意見として申し上げておきます。

○議長 ほかに討論はありませんか。藤原大君。

○3番 先ほど若藤議員の賛成も反対もしませんという意見があったんですが、その意見はアンケートにも反映されていて、20%足らずぐらいだったと思うんですが、どちらでもない。僕はアンケートを集めていたわけじゃないので、伝聞になるんですが、アンケートを集めていた人からも、私たちは小学生、中学生の子供はいないので、関係ないので、どちらとも意見を表明しませんという意見が多かったんですが、僕はどちらかの意見は、ずっとその状態だと話は進まないと思うので、どちらかの意見は表明すべきだなと思います。

賛成討論なんですが、立地については、地盤調査も行って、一部非常に液状化の高い場所もありましたが、建築技術の発展もあり、全然問題にはならないと思います。アンケート結果の賛成票は集めても4割ぐらいという意見もありましたが、その分母の中にはどちらでもないの意見も含まれています。どちらでもないの意見をのけて、賛成と反対だけの意見を見比べたときには、賛成のほうが多いです。

費用につきましては、当然22億という大きなお金がかかりますが、この先物価が低下する確証もなし、物価高騰していく可能性も十分考えられますので、保護者の意見を尊重して、早期実現を目指していただきたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに討論はありますか。藤堂賢太郎君。

○2番 私は反対の立場でご意見を述べさせていただきます。

やはりこの間ボーリング調査の結果も見せてもらいましたし、お話も伺いました。けど、今度校舎を建てようとする周辺を4か所ほどボーリングした結果が出ていますが、やはりグラウンドの中心とか、その周辺とかいうのはまだボーリングの調査はされていないというふうに書面から見受けられました。

やはり先ほどあそこに本庁舎を建設しようとしたときに地盤の問題があつて、今のこの場所に本庁が立ったということの経緯から見ても、やはりまだまだその危険性は拭かれていないのではないかというふうに思いますし、建てようとする地域が、体育館の周辺に校舎をとということで聞いていますが、あその部分は比較的、元校舎の周辺を除けば比較的安定感があるという調査を受けておりますが、やはりまだグラウンドの周辺、グラウンドの中とか、その辺りの流れはありませんし、高知大学の岡本教授もやはりここの地域はどう見ても危険性を含んでいますよというふうな話をお伺いしたこともありますので、やはりそういう立地条件の観点から見てもやはり反対の立場になりますし、それから、やはり物価高騰で建設費の問題は当然出ます。やはり20億、30億という金額は最終的には町民の負担になってくるわけですし、どんどん人口減に陥りますと、町民1人当たりの負担は、相当負担がかかってくると思いますから、そういう意味では、やはり見直しが当然必要ではないかと。できれば今現在ある地域に学校を残してほしいという立場からご意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長 今討論されよんですが、これはあくまでもこの過疎の持続可能の、これにのせるかのせないかの議論ですので、実施する、せんではないと思いますので、その辺をよろしくお願いします。

休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時14分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田良成君。

○1番 議長に指名いただきましたので、賛成討論をいたします。

先ほど皆さん方の話を聞いてまいりました。私はそのときから議員をさせてもらってお

ります。今竹本議員からも、あそこの場所の安全性、そしてまた藤堂さんからも安全性を問われました。当時あそこの土地は何か建設するということで、そしてまた診療所を建てるということでボーリング調査をしました。そしてまた再度、今教育委員会のほうからボーリング調査をした。その結果、安全であると。一度つかったことがあるという指摘もしましたが、そこは擁壁で上げるから問題ないと。だから、安全性については問題ないというふうに私は確信しております。

そしてまた、一番大事なのは、この小中一貫校は、地域のことも大事ですけども、まず子供が中心だと。今考えてみれば、私は当時、12年前に中学校を一貫校にしろということを提言してまいりました。その12年間の間、今、長者地区、そしてまた仁淀地区の子供さんが急激に減少したと。この原因は、子供さんがクラブ活動もできない、やりたくてもない、だから子供だけは外の学校に行かそうと。現実の話です。というところを見てきたときに、何が大事なのかと。子を持つ親は子供さんに対して将来の勉学を最低でも、親がしんどい生活をして子供のためには何とか勉学を取らせたいと。子供ができる、社会に交わる子になってもらいたい、そういう思いから今回の問題は浮上してきておると思います。

今も言うふうに、何が大事だか。私は、今先ほどから皆さんの言葉が出ますけども、昨日も佐川高校の問題が出ておりました。将来は地域で減少する、何とかこの地域を生かして、佐川高校が存続するためにはどうするか、その原点には、子供さんが少ない、生徒数が少ない、だから学校が成り立たない、こういうことを考えたときに、仁淀川町のあるいは10年、20年先を考えたときに、どういう状態になるか、真剣に考えてもらいたい。

私はこの小中一貫校については、やはり子供の教育、今調査報告からも提言が出ておりますけども、私は長者小学校に毎回運動会と卒業式に行ってます。なぜなのか。生徒数が少ない、子供さんがかわいそうだという意味から、もう3年ほど長者小学校には行っております。そのときの話の中でも、親御さん、PTAはかわいそうだと、子供さんが。だから一日でも早く合併してくださいという声を聞いてまいりました。そしてまた、今現在、長者のPTAから、ぜひ早く合併してもらいたい。その組織は学校の先生、地域住民、PTA、将来見て、この地域のことがかわいそうということからして、学校の先生、教員をしている先生ですよ。この方々が先頭になって、早く一貫校にしてもらいたい。しかしながら、一貫校にするにはまだ6年かかる。その間でも別府小学校に統合してもらいたい。これが長者地域のPTAの偽らざる心です。

そしてもう1点、今、長者には日鉄鉱業があります。社宅も建っております。今、長者

の日鉄鉱業の社員さんは、町外から来た者は地元におりません。なぜならば、子供を教育するために、いのから、佐川から通ってきております。これが現状です。小さな学校に行かせたくない、子供さんがかわいそうだと。だから下に行こうと、こういうことで現状あります。

だから、私は今いろんなことを考えたら、先ほども合併するのは費用の問題、あるいはアンケートのパーセンテージということを提示されましたけれども、実際の仁淀川町の町民の心を聞いて回りました。PTAの方、あるいは住民の方々に聞いて回ったときに、仁淀川町の将来はこのまま少子化になる、将来消滅するんじゃないだろうかというふうな町民の不安を持っております。そういう中で、今一番大事な仁淀川町の存亡を考えるこの統合問題を考えたときに、やはり子供のことを考え、そしてまた、今この現在は仁淀川町は1つになってきます。池川の問題じゃないですよ。吾川じゃない。仁淀の問題じゃない。将来仁淀川町をどうしようかと、どうなるだろうかということを皆さん考えております。

だから、私はこの小中一貫校は、子供のこと、子供の将来、そしてまた仁淀川町の将来考えたときに、学校の先生もそうです。PTAの方もそうです。子を持つ親の方々も、そしてまた今保育園の保護者会まで、合併をしてくれ、理の通ったことを言っておられます。仁淀川町の将来のことを考えて。特にまた学校教育に関連した方々については、深い考え方と、仁淀川町の将来と、子供のためにどうあるべきかということを考えてもらいたい。

学校ができれば、30年、40年存続します。今池川も、あるいは仁淀もほうっていたら、あと10年もすれば半減しますよ、生徒が。そういう将来を考え、本当に仁淀川町を左右する案件でありますので、議員のそれぞれ皆さん方も堂々との場で反対討論、賛成討論をおっしゃっていただきたい。そして、皆さん方の真意を聞かせていただきたい。このような希望を持って、私の賛成討論を終わります。

○議長 野村安夫君。

○9番 私個人としては反対いたします。

このたびは池川が第一に寂れること、私の家の地方がこじゃんと寂れてまいりまして、区長の成り手もおりません。大変でございます。そして、日本が東京一極集中になるように、仁淀川町も一極集中になっても困ります。バランスを保っていくためにも反対します。

以上です。

○議長 ほかに討論はありますか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。よって、議案第45号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更については否決されました。

それでは、同意第1号、教育委員会委員の任命について同意を求めることを議題とします。

同意第1号は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第1号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、同意第1号、教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとお

り、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時28分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和6年第5回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員